

# 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた関係自治体等連絡協議会 設置要綱

## (設置目的)

第1条 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の開催に向け、競技会場が所在する都道府県及び市区町村（以下「関係自治体」という。）、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）及び国が、相互緊密に連携しながら準備を進めていくため、「2020年大会に向けた関係自治体等連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 連絡協議会は、別表に掲げる者を委員として構成する。

## (座長)

第3条 連絡協議会に座長を置き、別表に掲げる者とする。

## (招集)

第4条 連絡協議会は、必要に応じ座長が招集する。

2 座長は、必要があると認める時は、委員でない者を連絡協議会に参加させることができる。

## (協議の対象)

第5条 連絡協議会では、次に掲げる事項について協議する。

- 一 大会準備及び大会運営のために必要なことについて
- 二 関係自治体、組織委員会及び国の役割分担について
- 三 大会気運の醸成、おもてなしの受け皿づくり及びレガシーの創出について
- 四 その他大会の成功のために必要なことについて

## (幹事会)

第6条 連絡協議会の円滑な運営のために、実務担当者による情報交換及び必要な調整を行うため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は委員が指名する者で構成し、幹事は各機関の連絡調整役となる。
- 3 幹事会に世話役を置き、東京オリンピック・パラリンピック大臣、東京都知事及び組織委員会会長が指名する者とする。
- 4 幹事会は、必要に応じ世話役が招集する。

(分科会)

第7条 連絡協議会の協議に資するため、特定の事項について調査及び検討を行わせるための分科会を設置することができる。

(関係者の出席)

第8条 連絡協議会、幹事会及び分科会（以下「連絡協議会等」という。）が必要と認めるときは、議事に関係を有する者及び専門的識見を持つ者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(協議結果の尊重)

第9条 連絡協議会において協議が整った事項については、委員及び第4条第2項の規定により連絡協議会に参加した者は、その協議結果を尊重しなければならない。

(連絡協議会等の運営に要する経費の負担)

第10条 連絡協議会等の運営に要する経費のうち、会場の設営に要する経費については、事務局が負担する。

- 2 連絡協議会等の運営に要する経費のうち、旅費については、それぞれが負担する。
- 3 前2項以外の経費の負担については、世話役が幹事会に諮って定める。

(事務局)

第11条 連絡協議会及び幹事会の事務局事務は、東京都、組織委員会及び国が共同で行う。

附則

本要綱は平成27年11月27日から施行する。

附則

この改正後の要綱は、平成27年12月9日から施行する。

附則

この改正後の要綱は、平成29年5月31日から施行する。

附則

この改正後の要綱は、平成29年9月15日から施行する。

附則

この改正後の要綱は、平成30年8月9日から施行する。

(別表)

委員・座長	東京オリンピック・パラリンピック担当大臣
委員	北海道知事
委員	宮城県知事
委員	福島県知事
委員	茨城県知事
委員	埼玉県知事
委員	千葉県知事
委員	東京都知事
委員	神奈川県知事
委員	山梨県知事
委員	静岡県知事
委員	札幌市長
委員	さいたま市長
委員	千葉市長
委員	横浜市長
委員	相模原市長
委員	東京オリンピック・パラリンピック競技大会 組織委員会会長